

神奈川県遊技場協同組合
県内パチンコ・パチスロホールの
緊急事態宣言発令に伴う対応について

緊急事態宣言の発令に伴い、神奈川県から、パチンコ・パチスロホールは、施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある施設として、特措法によらない20時までの時短営業の協力について働きかけがありました。

これを受け、神奈川県遊技場協同組合では、県内のパチンコ・パチスロホールに対して、以下の要請を行っております。

- ・ 時短営業については、地域の実情に応じて個別判断とする。
- ・ 20時以降、屋外広告のうちネオン、看板照明、イルミネーション、デジタルサイネージ等は消灯する。

営業にあたっては、神奈川県ガイドライン及び業界で策定した「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」に沿った感染防止対策を徹底してまいります。

ご来店にあたっては、マスク着用・手指消毒の徹底等、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

令和3年1月7日

神奈川県遊技場協同組合